

# 就 学 計 画

令和 年 月 日

香川県農業協同組合  
代表理事理事長

様

住 所：

氏 名：

印

[申請者] 電話番号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

メールアドレス：

J A香川県就農奨学金要領第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき就学計画の承認を申請します。  
なお、同要領に規定の申請・報告等、提出した個人情報を含む各種情報について、本奨学金制度の運営・管理の範囲内において、教育機関や関係機関において共有されることに同意します。

## 1 農業を始めようと思った理由

## 2 就農時にかかる計画

就農希望地 (香川県内)	就農予定時期	年 月
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 [ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 ] <input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 親元就農 [ <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営継承（法人の場合は経営者となる） 年 月 ]	
経営面積 飼養頭羽数* <sub>1</sub>	_____ a・頭・羽（合計）	農業所得目標* <sub>1</sub> _____ 万円/年

経営内容* <sub>1</sub>	作目： _____ a 作目： _____ a (その他： _____ )
--------------------	---

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

4 計画を達成するための就学\*<sub>2</sub>

① 就学内容等

名 称		所 在 地	
専 攻		就学期間	年 月 日 ~ 年 月 日
内容			

② 給付期間（就学期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

別添 1 : 就学実施計画（教育機関のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類を添付。）

別添 2 : 誓約書兼保証書（印鑑登録証明書付）

別添 3 : 履歴書

別添 4 : 確約書（就学終了後、親元就農する予定の場合）

別添 5 : 調査同意書

別添 6 : 個人情報の取り扱いについて（個人情報取扱同意書）

その他の添付資料

申請者および連帯保証人の本人が確認できる公的証明書（運転免許証、年金手帳、パスポート等）の写し

\* 1 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）。

\* 2 就学先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

## 就学実施計画

1. 就学内容

年 月	就学時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
就学時間合計		

2. 習得する技能

- 
- 
- 
-



# 誓約書兼保証書

香川県農業協同組合  
代表理事理事長 様

甲は、J A香川県就農奨学金要領によって確認した事項を遵守し、就農に向けて必要な技能等の習得に励むとともに、同要領第5条に抵触した場合は、給付を受けた奨学金の全部を速やかに一括返還することを誓約します。

申請者 (甲)	住所		実印
	氏名		
		(生年月日： 年 月 日： 歳)	
法定代理人	住所		実印
	氏名		
		(生年月日： 年 月 日： 歳)	
法定代理人	住所		実印
	氏名		
		(生年月日： 年 月 日： 歳)	

乙は、上記申請者のJ A香川県就農奨学金の申請にあたり、J A香川県就農奨学金要領をすべて承諾のうえ、上記申請者が奨学金を返還するに至った場合は、同要領第3条2項に定める金額の範囲内で甲と連帯して保証債務を負います。

また、乙は、甲から民法第465条の10第1項各号の事項に関する情報を受けたことを表明します。

連帯保証人 (乙)	住所		実印
	氏名		
連帯保証人 (乙)	住所		実印
	氏名		

- \*連帯保証人氏名は自署すること。
- \*連帯保証人の内、1人は申請者と生計を一にしない者とする。
- \*申請者が未成年の場合は、1人は親権者とする。
- \*申請者、法定代理人、連帯保証人ともに、捺印は実印とし印鑑登録証明書を添付する。

## J A 香川県就農奨学金要領(抜粋)

### 第1条～第2条(略)

(奨学金給付基準等)

第3条 J A 香川県は、前条の対象者および以下の要件を満たす者から給付対象者を選考し、奨学金を給付する。

- (1) 前条の就農とは、独立・自営就農のほか農業法人等への就職(以下、「雇用就農」という。)、親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)とする。
  - (2) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、香川県内で農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
  - (3) 就学計画(様式1)が次に掲げる基準に適合していること。
    - ア. 就農に向けて必要な技能等を習得できる教育機関であるとJ A 香川県が認めた教育機関に入学すること。
    - イ. 在学期間を通して就農に必要な技能や知識を学習すること。
    - ウ. 就学終了後に親元就農する場合にあっては、原則として以下の全ての要件を満たすこととする。
      - i 就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること。
      - ii 就農後5年以内に当該農業経営を継承し、または当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。)となること。
- 2 奨学金の額は、1人あたり年額60万円とする。また、給付期間は該当教育機関の就学年数とし、1人通算4年を上限とする。
- 3 奨学金は、J A 香川県が認める教育機関に就学中に給付する。

(奨学金の停止)

第4条 J A 香川県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止する。

- (1) 教育機関を途中で退学した場合。
- (2) 教育機関を途中で休学した場合。
- (3) 第7条第4号に規定する就学実施状況の確認等により、就農に向けた知識・技能等の習得状況が十分でないとJ A 香川県が判断した場合(例:留年した場合、受講していない場合など)。
- (4) 第6条に規定する必要な申請・報告を行わなかった場合。または、虚偽の申請・報告を行った場合。

(奨学金の返還)

第5条 給付対象者は、第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなった場合ならびに次に掲げる事項に該当する場合は、給付を受けた奨学金の全部を返還しなければならない。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情としてJ A 香川県が認めた場合は奨学金の一部または全部の返還を免除することができる。

- (1) 前条第1号、第3号、第4号のいずれかに該当した場合。
  - (2) 就学終了後(退学後を含む。以下同じ。)1年以内に、独立・自営就農、雇用就農または親元就農しなかった場合。
  - (3) 独立・自営就農または雇用就農を5年間継続しない場合。
- 2 第1項に定める返還事由が生じた場合の返還方法については、原則として一括返還とする。

(給付対象者の手続き)

第6条 給付対象者は次のとおり申請・報告を行う。

- (1) 就学計画の承認申請  
奨学金の給付を受けようとする者は、就学計画(様式1)を作成し、別途定める募集要項の応募期間内にJ A 香川県に承認申請を行う。
- (2) 就学計画の変更申請  
第1号の承認を受けた者が、承認を受けた就学計画(様式1)を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書を提出し承認を受けなければならない。(就学期間の変更を要しない学習内容の追加や月毎の学習内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。)
- (3) 給付申請  
第1号の承認を受けた者は、就農奨学金給付申請書兼請求書(様式2)を作成し、J A 香川県に奨学金の給付を申請する。給付の申請は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する奨学金の対象期間の最初の日から1か月以内に行うものとする。  
また、給付申請の対象期間が1年未満の場合には、申請の額は就学期間を月割にして算出するものとする。
- (4) 就学状況報告  
奨学金の給付を受けた者(以下「奨学金受給者」という。)は、就学状況報告書(様式3)に在学証明書と成績証明書を添付しJ A 香川県に提出する。提出は1年ごとに行い、給付対象期間経過後、1か月以内に行う。  
また、奨学金受給者は、J A 香川県からの求めに応じて随時、面談および資料提出による就学状況報告を行うものとする。
- (5) 給付の辞退  
奨学金受給者は、就農計画の取り止め等の理由により奨学金の受給を辞退する場合はJ A 香川県に速やかに辞退届(様式4)を提出する。
- (6) 給付の休止  
ア. 奨学金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就学を休止する場合はJ A 香川県に休止届(様式5)を提出する。  
イ. アの休止届(様式5)を提出した奨学金受給者が就学を再開する場合は就学再開届(様式6)を提出する。
- (7) 就学終了後の報告  
ア. 就農状況報告  
奨学金受給者は、就学終了後6年間、毎年10月末および4月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書(様式7)をJ A 香川県に提出する。  
なお、奨学金受給終了後、引き続き就学(以下「継続就学」という。)を行う場合は、継続就学計画(様式8)を作成し、第1号の手続きに準じて、J A 香川県に申請する。継続就学は奨学金受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。ただし、継続就学期間中は奨学金を給付しない。  
継続就学を行う場合、前条第1項第2号の就学終了後1年以内とは継続就学の終了後1年以内と読み替えることとする。また、継続就学の期間中は第4号の規定に準じて、J A 香川県に就学の実施状況の報告を行わなければならない。  
イ. 住所等変更報告  
奨学金受給者は、給付期間内および給付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式9)をJ A 香川県に提出する。  
ウ. 就農報告  
奨学金受給者は、就学終了後、独立・自営就農、雇用就農または親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告書(様式10)をJ A 香川県に提出する。
- (8) 返還免除  
奨学金受給者は、前条第1項の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(様式11)をJ A 香川県に提出する。
- (9) 申請窓口  
奨学金の申請書・報告書等の提出は、J A 香川県営農部営農振興課に対して行う。

### 第7条～第8条(略)

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第9条 J A 香川県は、奨学金の給付を受けようとする者(法定代理人および連帯保証人を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当する場合は、奨学金の給付を行わない。また、奨学金受給者を暴力団等反社会的勢力に該当すると判断した場合は、奨学金の給付を中止する。

### 第10条～第11条(略)

## 履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)				写真
住 所	〒□□□□-□□□□			
電話番号 (ふりがな)				
氏 名	印	生年月日  年 月 日	年齢  歳	性別 1. 男 2. 女

2. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

# 確約書

令和 年 月 日

香川県農業協同組合  
代表理事理事長

様

[申請者] 住所：  
氏名：  
(生年月日： 年 月 日： 実印 歳)

[法定代理人] 住所：  
続柄 ( )  
氏名：  
(生年月日： 年 月 日： 実印 歳)

[法定代理人] 住所：  
続柄 ( )  
氏名：  
(生年月日： 年 月 日： 実印 歳)

[経営主] 住所：  
氏名：  
(生年月日： 年 月 日： 実印 歳)

私は、就学終了後に親元就農する予定であるため、法定代理人が同意したJA香川県就農奨学金要領の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要領の規定が遵守できなかった場合は、既に給付を受けた奨学金の全部を速やかに一括返還いたします。

## 記

- 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）こと。

(親元就農先)

経営主の住所 (法人化している場合は所在地も記載)	
経営主の氏名 (法人化している場合は法人名も記載)	

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

以上

## 調査同意書

香川県農業協同組合  
代表理事理事長

様

住所：  
[連帯保証人] 氏名：  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳) 実印

私は、JA香川県就農奨学金要領の規定により奨学金の返還が発生した場合、返還金に関して、JA香川県が行う下記の調査について、同意します。

### 記

#### ○調査内容

- (1) 市区町村における住民税等の課税状況に関する調査
- (2) 金融機関における取引状況に関する調査
- (3) 生命保険の加入状況に関する調査
- (4) 勤務先等における給与支払状況等に関する調査
- (5) その他、奨学金の返還手続を完了するために必要な調査

以上

様式1の別添6

個人情報の取り扱いについて（個人情報取扱同意書）

以下の個人情報の取り扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報取扱同意書」欄に署名をしてください。

香川県農業協同組合 御中

**J A 香川県就農奨学金にかかる個人情報の取り扱いについて**

J A 香川県は、J A 香川県就農奨学金の受給者の募集・運営に際して得た個人情報については、J A 香川県の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき適切に管理し、J A 香川県就農奨学金の運営のほか同意者に対する J A 香川県のサービスの提供のために利用します。

私は、上記の「J A 香川県就農奨学金にかかる個人情報の取り扱いについて」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

実印